

# 以下の行為は法律違反です!!

今般、先の通常国会において成立した改正航空法に基づき、航空法施行規則が改正され、機長から止めるよう命令されたにもかかわらず、以下の行為を引き続き行ったり、繰り返した場合には**50万円以下の罰金**が科せられることとなりました。

なお、法律の施行は**2004年1月15日**からです。

## 乗降口の扉などを操作すること



乗務員からの指示なしに乗降口等の開閉ハンドル・スイッチを操作することは非常に危険です。

## 化粧室内で喫煙すること



機内では全面禁煙となっています。特に化粧室内での喫煙は、火災に繋がるおそれがあります。

## 乗務員の業務を妨げること



保安上の観点から、過度の飲酒等による暴言・威嚇・性的いやがらせ等、乗務員の業務を妨害してはいけません。

## 携帯電話などを使用すること



機内での携帯電話等の使用は、航空機の航行に支障を及ぼすおそれがあります。電源もお切りください。

## 座席ベルトを装着しないこと



突然の揺れ等で投げ出された場合、ご自身だけでなく他人も怪我をする場合があります。

## 座席の背などを所定の位置に戻さないこと



座席の背やテーブル等を所定の位置に戻さないこと、非常時の脱出の妨げになるおそれがあります。

## 手荷物を通路などに放置すること



通路などに手荷物を放置すると、突然の揺れ等により飛散し危険です。非常時の脱出の妨げになるおそれもあります。

## 非常用機器をみだりに使用すること



非常時に備え、消火器や救命胴衣等の非常用機器はみだりに使用しないで下さい。